

奈良県告示第二十三号

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例（平成二十一年三月奈良県条例第五十号）第三十条第一項の規定により、特定希少野生動植物ナゴヤダルマガエル保護管理事業計画を定めたので、同条第四項の規定によりその概要を告示し、当該保護管理事業計画を奈良県くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課において一般の閲覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 対象とする種

ナゴヤダルマガエル（アカガエル科）

二 事業の目標

本種の生息環境の維持に努め、絶滅を回避し、生息域外保全にも取り組むことで、生息地の拡大を図るとともに、地域との協働により本種との共存を目指した地域環境づくりを行う。

三 事業を行う区域

県内の本種の生息する地域及び新たな生息地（主として奈良盆地、大和高原及び隣接する湿性環境）

四 事業の内容

事業計画は、次のとおりとする。

1 野生絶滅の回避

(一) 大和高原の生息地

個体数のモニタリングの継続並びに繁殖状況及び生息域の集散についての把握

(二) 奈良盆地の生息地

幼生の増殖放流及び近接地域における生息域外保全の検討

(三) 生息地共通

遺伝的調査の実施等

2 生息地でのモニタリング及び生息域外保全の検討

(一) 大和高原の生息地

生息地の保全

(二) 奈良盆地の生息地

安定した湿性環境の管理方法の検討

(三) 生息地共通

(四) 近接地域における生息域外保全の実施並びに安定した湿性環境の創出及び保持
その他

奈良県内の生息域外における湿性環境の現況調査

3 野生生息地の拡大とナゴヤダルマガエルとの共存を目指した地域環境づくり

(一) 生息地共通

野生生息地の拡大及び保護増殖並びに奈良県産ナゴヤダルマガエルの捕獲の防

止

(二) その他

地域住民への保護啓発活動の強化